

自動販売機の設置・管理運営事業者の募集について

1. 趣旨

独立行政法人製品評価技術基盤機構（大阪市）（以下「当機構」という。）において、福利厚生を目的として飲料の自動販売機を設置するため、企画選考を目的とした募集を行う。
本募集に参加を希望する者（以下「設置・管理運営事業者」という。）は、次の要領に従い応募すること。

2. 募集物件の概要

(1) 以下に示す①～②の1件について、自動販売機の設置・管理運営事業者の募集を行う。

物件番号	設置場所及び外形寸法上限	台数	品目
①	管理実験棟1階（屋内） 自動販売機（幅1,161mm×奥行745mm以内） 及びごみ箱	1	清涼飲料水 (缶、ペットボトル等)
②	作業準備棟1階（屋外） 自動販売機（幅1,161mm×奥行745mm以内） 及びごみ箱	1	清涼飲料水 (缶、ペットボトル等)

*1 事前に寸法を問い合わせた上であれば、上限を超過した物件での応募を認める。

*2 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉や通行等に支障が出るおそれがあるため、事前に別紙1の自動販売機設置スペース参考図で設置場所の確認すること。

*3 設置場所には自動販売機1台ごとに100V×15Aの電源コンセントが設置されている。

(2) 自動販売機設置等の期間

令和8年4月1日（又は設置日から）～令和13年3月31日

ただし、契約日からの運用状況等によって、終了期間満了を待たずに終了することがある。その際は、2ヶ月以上前に書面にて通知する。

なお、設置の日程表は別紙2のとおりとし、自動販売機を順次設置・稼働すること。
別紙2の日程調整が難しい場合は当機構大阪管理室担当職員（以下「担当職員」という。）と協議すること。

(3) 自動販売機の設置場所

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目22番16号

各物件の設置場所については別紙1の自動販売機設置スペース図のとおり。

(4) 設置条件

- ① 自動販売機は、別紙1に示した場所に指定した外形寸法を超えないもので、設置後の商品の補充やメンテナンス等を考慮し、設置すること。設置にあたっては、設置面を十分に確認した上で安全に配慮し設置すること。
- ② 電力使用量計測用子メータを設置するほか、転倒防止策も併せて行うこと。
- ③ 消費電力の提言等の技術を導入した省エネ器（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒したノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備える等、環境省の発出の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の22-12 自動販売機設置に規定される判断基準を満たし、配慮事項に配慮した自動販売機であること。
- ④ 2. (1) ①の自動販売機は大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機であること。
- ⑤ 2. (1) ①及び②の自動販売機は災害対応型自動販売機（災害救済ベンダーなど）として災害時に自動販売機内の全ての飲料を無償提供することができる自動販売機であること。
- ⑥ 食品衛生法に基づく許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、自動販売機の設置・管理運営事業者は、営業許可を取得した後、自動販売機であること。

(5) 管理運営業務について

- ① 自動販売機の設置・管理運営事業者は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行すること。
- ② 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- ③ 自動販売機の設置・管理、故障時の対応、商品の点検・補充、金銭管理など自動販売機の管理運営については、自動販売機の設置・管理運営事業者が責任を持って行うこと。
なお、商品の点検・補充については、自動販売機の販売商品の賞味期限に注意の上、週1回以上行うこととし、在庫・補充管理を適切に行うこと。販売商品の搬入・廃棄物の搬出等については、原則として就業時間内とし、就業の妨げとならないよう配慮すること。
- ④ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、自動販売機の設置・管理運営事業者の責任において即時に対応すること。

また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

- ⑤ 2. (1) ①及び②の自動販売機ごとに販売する清涼飲料水の容器（缶・ペットボトル等）の回収ボックスを併設し、自動販売機の設置・管理運営事業者において適切に回収、処理すること。ゴミ箱に他社の容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。
- ⑥ 自動販売機への販売商品の補充等直接当機構内で業務に従事する者（以下「従事者」という。）の身元、規律の維持風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、自動販売機の設置・管理運営事業者が一切の責任を負うものとする。
- ⑦ 従事者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いが判明した場合には、業務に従事せず、判明後、当機担当職員に速やかに報告すること。

(6) 費用等について

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メータ設置費用等を含む。）並びに維持管理に係る一切の費用は、自動販売機の設置・管理運営事業者の負担すること。
- ② 自動販売機の運転に必要な光熱水料等についても全額自動販売機の設置・管理運営事業者の負担とし、当機構が発行する請求書により、当機構が指定する期限までに当機構が指示した方法により納付すること。

(7) 秘密の保持

- ① 自動販売機の設置・管理運営事業者は、担当職員の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た当機構等の秘密に関する事項（書面等を持って当機構が自動販売機の設置・管理運営事業者に提供した情報及び当機構の施設内又はそれに準ずる場所での作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示ないものとする。
- ② 自動販売機の設置・管理運営事業者は自らの従事者に本業務を遵守するために必要な措置をとること。

(8) 損害賠償

自動販売機の設置・管理運営事業者は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合やその他業務に関して当機構等に損害を与えた場合には、当機構等に対し一切の損害を賠償するものとする。

(9) 自己都合による業務の解除

自動販売機の設置・管理運営事業者は、自己都合により本業務を解除しようとするときは、2ヶ月以上前に当機構に通知し、当機構の指示する方法により解除することができる。

(10) 原状回復

自動販売機の設置・管理運営事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自動販売機を撤去し、原状回復を行うこと。

なお、原状回復に要した経費並びに一切の費用は、自動販売機の設置・管理運営事業者の負担とする。

(11) 応募資格

応募資格として以下のとおり。

- ① 業務遂行場必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- ② 業務上の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。
- ③ 資産使用貸借契約書の条項を遵守できること。(別紙3 資産使用貸借契約書(案))
- ④ 本募集内容の全記載事項を遵守できること。
- ⑤ 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、営業許可の取得ができること。

(12) 応募方法

応募者は、応募期間内に提案書等を電子メール(E-mail)にて提出すること。

なお、募集要項は下記よりダウンロードできます。

<https://www.nite.go.jp/nite/chotatsu/nyuusatsu/nyusatsu.html>

3. 設置事業者の決定等

(1) 設置事業者の決定

提出された提案書をもとに審査を行い、設置事業者を決定する。必要に応じて応募者による口頭説明を依頼する場合がある。

(2) 審査基準

審査基準は以下のとおり。

- ① 提出された提案書の内容が、職場内の利便機能充実となること。
- ② 環境対策機能を備えた自動販売機であること。
- ③ 当該業務を実施するための体制等が整っていること。

4. 提案書等の提出先（電子メール）

提出期限： 令和8年2月16日 12:00必着

提出先： n.osaka-keiyaku【アットマーク】nite.go.jp

（メールを送る際は【アットマーク】を@に変えてください）

独立行政法人製品評価技術基盤機構

企画管理部 大阪管理室 契約担当

なお、郵送及びFAXでの書類等の提出は受け付けられません。

5. 本件に関する問い合わせ先（電子メール）

質問等がある場合は以下の問い合わせ先にメールにて問い合わせること。（日本語のみ）

問い合わせ先： n.osaka-keiyaku【アットマーク】nite.go.jp

（メールを送る際は【アットマーク】を@に変えてください）

独立行政法人製品評価技術基盤機構

企画管理部大阪管理室 山名、（折田）、（正井）

※電話によるお問い合わせ及び審査の経過等に関するお問い合わせは
ご遠慮ください。